

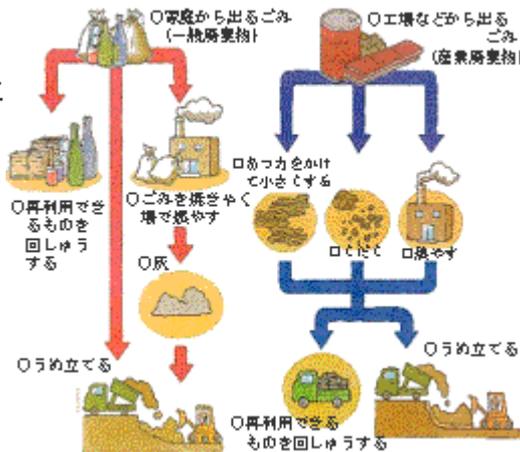
あおもりけん いわてけん けんざかい す さんぎょうはいきぶつ  
青森県と岩手県の県境に捨てられた産業廃棄物について

※それぞれの画像をクリックすると大きな画像をみることができます。

しよぶん  
ごみの処分(しまつ)

ごみは、家庭から出るごみ(一般廃棄物)と工場などで製品をつくる  
ときなどに出るごみ(産業廃棄物)に  
分けられます。

産業廃棄物は、自然やわたした  
ちの生活に悪い影響がないよう  
に、許可を受けた会社が集めて運  
び、許可を受けた会社が決められ  
た場所で燃やしたり埋め立てたり  
するなど、きまりを守って、きちん  
としまつしなければなりません。



す ばしよ  
ごみが捨てられた場所

ところが、そのきまりが守られず  
に、たくさんの産業廃棄物が捨てら  
れてしまいました。

その場所は青森県と岩手県にま  
たがっていて、捨てられた広さは両  
県合わせて約27ヘクタールです。



産業廃棄物が捨てられた場所  
(不法投棄現場)



産業廃棄物が捨てられた場所の全体写真

す しゆるい りょう  
捨てられたごみの種類と量

青森県側には、約11ヘクタールの広さの土地に、

- (1)プラスチックなどのごみを固めてつくるRDFという燃料をまねてつくった

- もの(RDF様物とよんでいます。)
- (2)木の皮にごみを混ぜてつくった肥料のようなもの(堆肥様物とよんでいます。)
- (3)ごみを燃やしたあとの灰や燃え残り(焼却灰、燃え殻とよんでいます。)
- (4)汚泥という泥のようなもの
- などが捨てられています。その量は約67万立方メートルにもなります。



RDF様物



堆肥様物



焼却灰、燃え殻



ごみが埋まっているようす  
(ごみと土が重なって層になっています。)



青森県側の場所は、もともとは谷のような地形でしたが、ごみを埋めてはその上に土をかぶせるということをくり返しているうちに、谷が平らになってしまいました。土をかぶせたのは、ごみが捨てられていることを見つけられないようにするためでした。

### ごみが埋まっていることによる心配

これらのごみの中には、自然やわたしたちの生活に害があるものが含まれています。そのようなごみが土の中に埋まっていると、雨水がしみ込んでごみにふれて汚れた水になってしまいます。もしも、その汚れた水が沢をとって川に入れば、川のまわりに住んでいる人たちの健康に悪い影響が出る心配があります。それは、川の水を水道水のもととして使ったり、田んぼなどで農業用水として使っているからです。川のまわりの自然にも悪

い影響が出てしまう心配があります。

### いま よご じょうきょう 今の汚れの状況

水や空気や土の汚れ、騒音について、わたしたちの健康や環境を安全に保つために、守ることが望ましい目安を環境基準といいます。

青森県も岩手県も、この現場の中の水や空気の汚れがどのくらいになっているのか、それから、現場の周りの水や空気が汚れていないかどうかを調べています(これをモニタリングといいます。)。その結果、現場の中では環境基準を超える汚れがありますが、現場の外側では環境基準を超える汚れは確認されていません。

### あおもりけん おこな 青森県が行うこと

青森県では、わたしたちの生活や自然に悪い影響が出ないようにすることが最も大事なことだと考え、現場の外側に汚れがひろがらないようにしてから、ごみを全部運び出してかたづけることにしました。運び出しをするときは、ごみが飛んだり汚れた水が漏れたりしないように、ピッタリとふたをすることができる特別なトラックやタンクローリーを使い、汚れが漏れ出さないようにします。また、洗車設備をつくり、トラックのタイヤや車体に付いた汚れを落として現場から出ることになっています。運び出したごみは、燃やしたり溶かしたりする施設で処分します。

そのためには約434億円もの費用がかかり、県民や国民の税金があてられます。また、ごみの量がとても多いので、全部かたづけるには10年ちかくの年月がかかります。

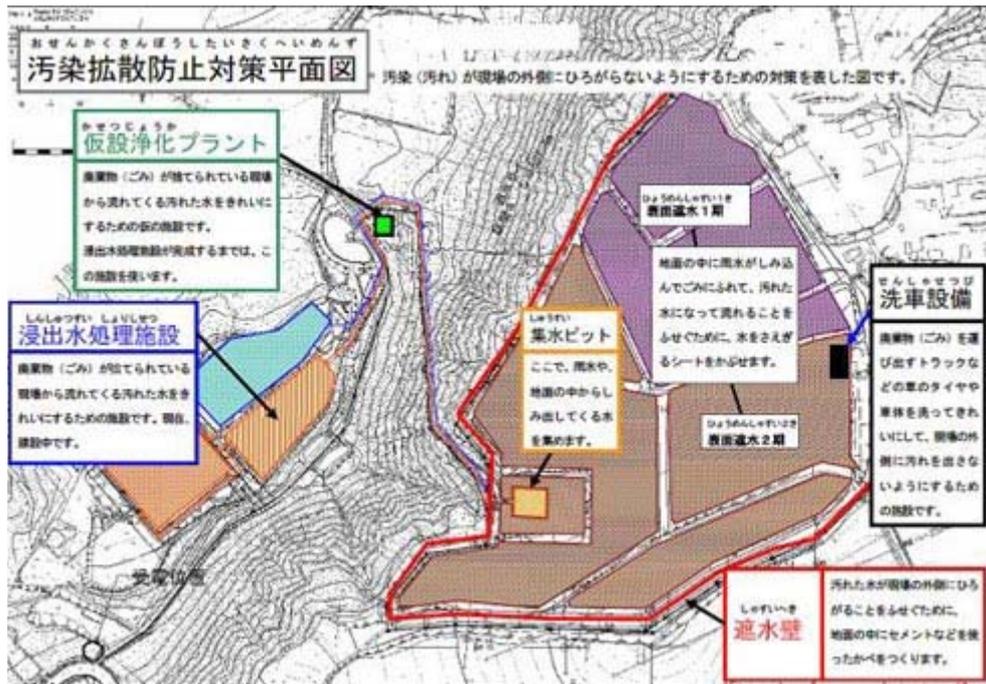


表面遮水工



仮設浄化プラントの建物





PDF版(いんさつ用)はこちらをクリック▶▶

かいしゃ せきにな あおもりけん せきにな  
**会社の責任と青森県の責任**

汚れがまわりにひろがらないようにすることや、ごみをかたづけたりすることは、本当は、きまりを守らずにごみを運んだり捨てたりした会社がしなければならないことですが、その会社が破産したり解散したりしてできないため、青森県がかわりに行うことになりました。(一部の費用は、会社から青森県が回収しました。)

ごみを出した会社や工場にも責任があります。会社や工場がごみを出すときは、ごみを運ぶ許可や、ごみを処分する許可を受けた会社をお願いしなければならないなどのきまりがあります。

青森県は、ごみを出した会社が、このきまりを守っていたかどうかを書類で調べたり、会社から話を聞いたりして、きまりを守っていなかったことがはっきりしたときは、出した分のごみをかたづけてもらっています。

たくさんのごみを捨てられてしまったことについては、青森県にも責任があります。それは、ごみを捨てた会社に対する態度や調べ方が甘かったこと、警察との協力が不十分だったこと、県庁の中での協力が不十分だったことなどです。このため、この会社がごみを捨てていたころの県の職員が厳しく注意されました。

ふほうとうき お  
**不法投棄がまた起きないようにするために**

青森県は、たくさんのごみを捨てられてしまったことを反省し、こうしたこと

がまた起きないように、次のようにしました。

- ・ごみのしまつに関係する会社を厳しくきちんと調べ、きまりを守っていない会社を罰する。
- ・ごみのしまつに関わることを担当する職員が、日ごろから気をつけて仕事をする。
- ・県庁の中や警察とよく協力する。
- ・県や市町村、ごみのしまつを行う会社やそれに関係する団体が協力してごみの不法投棄を防ぐ組織(不法投棄撲滅青森県民会議といいます。)をつくる。

 かんが  
みなさんも考えてみてください

- ・みなさんが生活する中で、出すごみを少なくするにはどうしたらよいでしょうか。
- ・みなさんが生活する中で、水を汚さないためにはどうしたらよいでしょうか。
- ・エネルギーを節約するには、どのようなことに気をつけたらよいでしょうか。
- ・ごみの不法投棄をなくするには、どうしたらよいでしょうか。
  
- ・ごみを運び出してかたづけけたあとの現場をどのようにしたらよいでしょうか。

[トップページへ](#) 